

## 腐敗防止（反贈収賄）の再徹底について

近年、英・米を始め世界各国において、贈収賄に対する規制が強化されています。

最近の摘発事例では、贈収賄を行った企業や個人に巨額の罰金が課され、場合によっては、これに関与した個人が禁錮を含む厳罰に処せられています。

FUTABAが2016年5月に発表した「新5ヵ年計画」において、付加価値の高い環境製品のグローバル供給体制強化を新たな成長の柱として、海外拠点における生産最適化（主に中国、欧州、インド）を進めていくにあたって、皆さんが各国の公務員と接触する機会は、今まで以上に増加しています。

このような中、FUTABAでは、これまでの歴史の中で受け継がれてきた普遍的な価値観を「FUTABA WAY2017」で皆さんと共有したうえで、経営理念に込められたコンプライアンス（法令、社会規範等の順守）重視の方針の下、皆さんが携帯している「フタバ行動指針」にも贈収賄の禁止が明記されています（第2章の4営業・調達活動 b）。

さらに今回、2013年に制定した「腐敗防止（反贈収賄）に対する基本的な考え方」を見直し、グローバルかつ全事業分野にわたり、腐敗防止（反贈収賄）の再徹底を図ることとしました。

FUTABAは、高い倫理観を持って企業活動を行い、公平、誠実、オープンな事業遂行を推進します。贈収賄その他、不正な手段によらなければ得られない利益は一切求めません。FUTABAは、FUTABAの事業に関与するすべての人々（国内外子会社や取引先等も含みます）にも、これらの不正な手段を用いて、FUTABAのために利益を図ることのないよう、要請していかねばなりません。

万一、FUTABAが贈収賄を行った場合は、FUTABAの社会的信用の失墜を招くばかりでなく、FUTABAや贈収賄を行った自分自身が厳しい制裁を受けることとなります。

腐敗防止（反贈収賄）を含め、企業倫理の順守はFUTABAに対する信頼の礎（いしずえ）であり、FUTABAの発展に必要不可欠なものであることを決して忘れないでください。

皆さんも、「腐敗防止（反贈収賄）に対する基本的な考え方」を改めて確認の上、贈収賄その他不正な手段を決して行わず、国際ルール・地域ルールを順守して、日々の業務に臨んでいただくようお願いします。

2019年9月20日

フタバ産業株式会社

代表取締役社長

